

1号認定

## 平成31年度 保育料（利用者負担額）

（月額：円）

階層区分		保育料（第1子・第2子）	
		ひとり親世帯等以外	ひとり親世帯等
第1	生活保護世帯等	0	0
第2	市民税所得割非課税世帯	0	0
第3	市民税所得割 77,100円以下	半額	5,000
		基準額	10,100
			0
			3,000

階層区分		保育料	
		第1子・第2子	第3子以降
第4	211,200円以下	半額	7,800
		基準額	15,600
			3,900
			7,800
第5	211,201円以上	半額	10,500
		基準額	21,100
			7,300
			14,700

## ◎ ひとり親世帯等（ひとり親世帯・在宅障がい児（者）のいる世帯等）

階層区分	取扱い
第3	生計を一にする子どもにおいて、第1子は基準額、第2子以降は無料
第4～第5	ひとり親世帯等以外と同じ

## ◎ ひとり親世帯等以外

階層区分	取扱い
第3	生計を一にする子どもにおいて、第1子は基準額、第2子は半額、第3子以降は無料
第4～第5	小学校3年生以下の兄弟がいる場合、第2子は半額、第3子以降は無料
	保護者が扶養する子どもにおいて、第3子以降の場合、「第3子以降」の保育料を適用

## ◎ 保育料の算定

1	・31年4月～8月は、30年度の市民税額から算定 ・31年9月～32年3月は、31年度の市民税額から算定
2	父母の市民税額の合計から算定 ※ 父母以外の同居祖父母等が家計の主宰者と判断される場合には、同居祖父母等の市民税額を含めて算定
3	市民税所得割の額 … 寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、及び住宅借入金等特別税額控除を適用する前の額
4	未婚のひとり親世帯 … 市民税額に寡婦（夫）控除額をみなし適用